2　新令第百五十五条の二十八第三項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結法人の連結親法人事業年度が同日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度における同項の規定の適用については、同項中「所得の金額の六分の五に相当する金額を」とあるのは、「所得の金額の六分の五に相当する金額を」とする。

（連結控除限度額の計算の特例に関する経過措置）

**第十八条**　旧令第百五十五条の二十九（連結控除限度額の計算の特例）に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

**第十九条**　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六項の表法人税法施行令第百四十二条の三第四項の項中「第百四十二条の三第四項」を「第百四十二条の二第四項」に改める。

第二十一条第三項の表第百十二条第九項の項中「第百十二条第九項」を「第百十二条第十項」に改める。

（法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

**第二十条**　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

**第十一条**　削除

附則第十二条中「新令第百四十二条の三第四項」を「法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）による改正後の法人税法施行令第百四十二条の二第四項」に改める。

附則第二十条を次のように改める。

**第二十条**　削除

---

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

---

**政令第三百八十号**

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行に伴い、及び相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「を含む。）に」を「及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書に、」に改める。

第五条の五中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第八条第一項中「第三十二条第五号」を「第三十二条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第三十二条第六号」を「第三十二条第一項第六号」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、公布の日から施行する。

（相続税額から控除する贈与税相当額等に関する経過措置）

**第二条**　改正後の相続税法施行令第四条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第三条の規定による改正後の相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限が到来する相続税について適用し、同日前に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限が到来した相続税については、なお従前の例による。

---

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

---

**政令第三百八十一号**

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第六十六条を次のように改める。

**第六十六条**　削除

**附　則**

この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

---

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦